

## 処 分 基 準

令和2年1月10日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：行商従業者証等の様式の承認に関する規程  |
| 根 拠 条 項：第7条  |
| 処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し  |
| 原権者（委任先）：福岡県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>行商従業者証等の様式の承認に関する規程第1条（承認を受けることができる団体）、第5条（資料の提出）、第6条（作成・交付事業の廃止の届出）   |
| 処 分 基 準：<br>行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条各号に該当する場合、以下のよう<br>なとき等を除き、承認を取り消すこととする。<br>1 次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是<br>正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同規程第7<br>条第1号）<br>・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第<br>1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法<br>人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。<br>2 資料を提出しなかったこと、又は届け出なかったことについて相当の理由があり<br>、速やかに資料を提出することができ、現に提出し、又は届け出ようとしていると<br>き。（同規程第7条第2号） |
| 問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又<br>は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187  |
| 備 考：   |